



FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第 707 号 (一部抜粋)



平成 29 年 11 月 22 日



◇◇ 最近の話題・キーワード ◇◇

◆ 肥料の公定規格の一部改正について ◆



肥料は、肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）において特殊肥料と普通肥料に分類されます。特殊肥料には米ぬかや堆肥などが指定されており、都道府県知事への届出により生産ができます。普通肥料には尿素や化成肥料などがあり、肥料の種類ごとに主成分や有害成分の基準等についての規格（公定規格）が設定されており、生産しようとする場合は農林水産大臣又は都道府県知事の登録を受ける必要があります。

畜産農家で発生する動物排せつ物は特殊肥料ですが、動物排せつ物を排水処理施設で凝集促進材を使用して処理した場合、それを原料とする肥料は、汚泥肥料（普通肥料）に分類され、農林水産大臣の登録を受けなければならないこととされています。

このたび、これまでに登録を受けた同種の肥料の実例等を踏まえて安全性に問題がないと考えられる 7 種類の凝集促進材が混合された動物排せつ物を原料とする肥料については、登録が必要な普通肥料から特殊肥料に移行され、都道府県知事への届出により生産・販売することが可能となりました。

（公定規格及び特殊肥料に関する告示改正 平成 29 年 10 月 16 日、施行平成 29 年 11 月 15 日）

（参考）

「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める件」

（昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第 284 号）

<http://www.famic.go.jp/ffis/fert/kokuji/60k0284.htm>

「特殊肥料等を指定する件」（昭和 25 年 6 月 20 日農林省告示第 177 号）

<http://www.famic.go.jp/ffis/fert/kokuji/25k0177.htm>